

2023年10月1日スタート!

出資の手続きが 簡単になりました

出資持分の払戻請求や
住所変更はメールでも



本人確認書類は写しでも



出資持分の確認は電話でも



受付専用メールアドレス

uketsuke-ringyo@jaffic.go.jp

独立行政法人 農林漁業信用基金

電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階



手続の主な流れ

1 「出資持分払戻請求」、「氏名又は住所変更」のメールによる手続方法

- ① 様式※¹に必要事項を記載
- ② 必要書類※²のPDFを作成
- ③ メール本文に、様式に記載されている方に関する次のア～ウの内容を記載するとともに、①と②を添付
 - ア 氏名又は法人名
 - イ 住所
 - ウ 日中連絡が取れる電話番号なお、様式に記載されている方と、実際に手続を担当される方が異なる場合は、次のエ～キ内容についても必ず併記してください。
 - エ 氏名
 - オ 所属
 - カ 日中連絡が取れる電話番号
 - キ 様式に記載されている方との関係
- ④ メールタイトルに、手続に応じて、「出資持分の払戻について」又は「氏名・名称又は住所の変更届について」と記載
- ⑤ 受付専用メールアドレス uketsuke-ringyo@jaffic.go.jp に送付

2 「出資持分残高」のメールによる照会方法

- ① 様式（※1）又はメール本文に、出資者に関する次のア～エの内容を記載
 - ア 氏名又は法人名
 - イ 住所
 - ウ 日中連絡が取れる電話番号
 - エ いつ時点の出資持分残高が必要か※³
- ② メールタイトルに「出資持分の残高照会について」と記載
- ③ 受付専用メールアドレス uketsuke-ringyo@jaffic.go.jp に送付

3 「出資持分残高」の電話による照会方法

- ① 信用基金に電話をし、「出資持分残高の照会」である旨を伝達
- ② 信用基金からの本人確認等に関する質問に回答
- ③ 信用基金で調査の上、信用基金からご本人に改めてご連絡

※1 様式は当信用基金のホームページに掲載しています。「出資持分払戻請求書」は様式7を、「氏名・名称又は住所変更届」は様式15を、「出資持分残高証明書発行依頼書」については参考様式をご利用ください。 <https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/yousiki.html>

※2 手続に応じて、印鑑証明書や履歴事項全部証明書等が必要です。詳しくは、各様式の欄外を参照し、必要な書類を漏れなく添付してください。

※3 日付の指定が無い場合は、記載不要です。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。